

瑞穂町行政評価委員会第38回補助金等審査分科会

審査・報告事項一覧

報告事項（1件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6審査-2	福祉部 高齢者福祉課	令和6年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等 物価高騰緊急対策補助金	1

報告事項（8件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
6報告-2	協働推進部 産業経済課	瑞穂町農業振興等事業費補助金	2
6報告-3	福祉部 福祉課	令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への支援 金	3
6報告-4	福祉部 福祉課	令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯 への支援金	4
6報告-5	福祉部 子育て応援課	高校生等医療費助成事業の一部負担金の撤廃	5
6報告-6	福祉部 子育て応援課	令和6年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時 対策事業補助金	6
6報告-7	福祉部 子育て応援課	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金	7
6報告-8	福祉部 健康課	瑞穂町福生病院企業団児童手当業務システム改修事 業補助金	8
6報告-9	福祉部 健康課	新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業	9

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

6 審査－2

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金		
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係		
担当者名	鳥海 和正		
補助対象	町内に事業所等を有し、地域密着型介護保険サービスを提供する事業所等 ① 地域密着型通所介護サービス（デイサービス） ② 地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（グループホーム）		
規程等	令和6年度瑞穂町地域密着型介護サービス事業所等物価高騰緊急対策補助金交付要綱 ※今後要綱作成予定		
事業概要	（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 東京都の事業（「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」、「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金」）の対象とならない、町に所在がある以下の①、②の事業を実施する事業所等に対し実施するものです。 ①地域密着型通所介護サービス（デイサービス）において利用者を送迎する際に要した燃料費用（※東京都が対象とする介護サービスでの補助基準額を採用） ②地域密着型認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に入所している瑞穂町に住所を有する方の主に食費及び光熱費等（※東京都が対象とする施設等での基準単価を採用） 実施主体：瑞穂町 基準額：①車両1台当たり 月額1,700円 ②対象者一人当たり 月額3,468円 ※ 都の事業に準ずる		
補助の必要性	（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 町に所在がある東京都の事業の対象とならない事業所等に対し実施するものです。物価高騰等の影響を利用者に価格転嫁できない介護事業所等に対し、町が予算の範囲内で運営経費の一部を補助することで、負担軽減を図り、事業所等の安定した運営を維持するため事業を実施します。		
補助金額	①対象事業所	5か所	200,000円
	②対象事業所	1か所	187,000円
	合計		387,000円
補助割合	町一般財源		
実施期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで		
その他			

様式

6 報告－2

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町農業振興等事業費補助金
担当部署	協働推進部 産業経済課 農政係
担当者名	田中 悠也
補助対象 町における都市農業の振興・育成及び都市環境の保全を図るため、農業経営環境の整備、農業従事者の確保・育成及び農畜産物の安定確保に効果のある事業を行う農業経営者、農業者団体等を支援する必要があるため、新たに「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」及び「雇用就農推進施設整備事業」を実施するものです。	
規程等 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（東京都） 雇用就農推進施設整備事業補助金交付要綱（東京都） 瑞穂町農業振興等事業実施要綱 瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） （１）新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付することにより、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の育成・確保を図るものです。 補助対象者は認定新規就農者になります。 （２）雇用就農推進施設整備事業 農業参入を希望する法人の営農を支援することで、農業振興地域等のさらなる活用を図り、法人による雇用就農を通じて、人材の確保・育成を促進するものです。 ① 補助対象者（事業実施主体） 都内農業振興地域又は地域計画の区域で新たに農地を借りて又は所有して雇用就農による農業経営を行う法人 ② 補助対象経費 雇用就農推進施設整備事業補助金交付要綱で定めるところによります。 ※具体例 栽培施設整備、栽培施設に付随する集出荷施設整備、管理作業施設整備、農機具格納庫等	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 瑞穂町でも、積極的に雇用に取り組む法人や認定新規就農者の支援を進めていく必要があるため、本事業を行うことが必要になります。	
補助金額 （１）新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 1人当たり年間150万円（最長3年間） （２）雇用就農推進施設整備事業 1事業実施主体あたり、補助対象経費の5分の4以内 （補助上限額800,000千円）	

補助割合	
(1) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	
東京都	町
10/10	なし
(2) 雇用就農推進施設整備事業	
東京都	町
4/5	なし
実施期間	
令和6年10月から	
その他	

瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱

〔平成１２年１月３１日〕
〔告示第 １１７号〕

（目的）

第１条 この要綱は、町における都市農業の振興・育成及び都市環境の保全を図るため、農業経営環境の整備、農業従事者の確保・育成及び農畜産物の安定確保に効果のある事業を行う農業経営者、農業者団体等に対し補助金を交付し、町民の憩いの場となる優良な農地の確保並びに当該農業経営者及び農業者団体の経営安定に寄与することを目的とする。

（補助対象事業等）

第２条 この要綱で補助の対象とする事業は、前条に規定する目的を達成しようとする事業であり、当該対象事業、補助対象者等は、別表第１及び別表第２に定めるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、別表第１に該当する場合においても、別表第２を適用することができる。

（補助金額）

第３条 補助金の額は、予算の範囲内とする。

（補則）

第４条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成１８年規則第１１号）で定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成１３年６月１日から適用する。

附 則（平成１７年７月２９日告示第１３２号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成２０年６月３０日告示第１６２号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成２２年３月１９日告示第４９号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成23年12月28日告示第222号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年2月19日告示第15号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年9月28日告示第177号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年6月3日告示第116号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月14日告示第199号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の瑞穂町農業振興等事業費補助金交付要綱別表第1の規定は、平成29年6月6日から適用する。

附 則（平成30年9月7日告示第189号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の別表第1の6の項の規定は、平成30年5月25日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の別表第1の1の項の規定は、この告示の施行の日以後に申請があった補助金について適用し、同日前に申請があった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月23日告示第18号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月14日告示第194号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年9月24日告示第249号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の別表第1中7の項の規定は、令和2年6月26日から適用する。

附 則（令和3年6月16日告示第135号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和

3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 1 0 月 1 0 日告示第 2 1 2 号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

No.	補助金、補助対象事業	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
1	農畜産物直売所運営費補助金	直売所運営委員会	新鮮で安全な農畜産物を地域住民に供給し、地域農業の拠点とする。	運営費の一部	—	2, 7 0 0 千円
2	農業後継者育成	瑞穂の農業を守る会	農業後継者に農業経営及び農業技術等営農全般について、技術及び知識の普及を行い、近代的な農業経営者の育成を図る。	①事業費 ②会議費	—	1 5 0 千円
3	農畜産物共進会補助金	瑞穂町農業展運営委員会	地域農業の振興及び発展並びに地域住民との交流を図るため、農業展を開催し、その中で実施する農畜産物共進会の運営を補助する。	農業展・農畜産物共進会の共通経費	—	2 0 0 千円
4	乳牛結核病等検査補助金	酪農組合	乳牛の結核病、ブルセラ病及びヨーネ病の発生を未然に防止することにより、酪農経営の安定に寄与する。	検査料	検査料の 1 / 2	—
5	都市農業経営力強化事業	認定農業者等	農業者等が収益性の高い農業を展開するために、又は事業を継続するために必要な施設等を整備する取組を支援することにより、経営力の強化と都市農業の活性化を図ることを目的とする（東京都補助事業）。	都市農業経営力強化事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 産労農振第 3 0 1 2 号）で定めるところによる。	【都補助】都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 産労農振第 3 0 1 3 号）で定めるところによる。 【町補助】補助対象経費の 1 / 1 0 以内	都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱で定めるところによる。

6	新規就農者定着支援施設整備事業	認定新規就農者等	今後の東京の農業を担うことが期待される新規就農者に対し、就農に必要な施設整備や機械導入等を支援することで、新規就農者の農業経営を早期に安定させることを目的とする（東京都補助事業）。	新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付け30産労農振第2348号）で定めるところによる。	【都補助】新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30産労農振第2347号）で定めるところによる。 【町補助】補助対象経費の1/10以内	新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱で定めるところによる。
7	農業次世代人材投資事業費補助金	農業人材力強化総合支援事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知 平成24年4月6日付け23経営第3543号）で定めるところによる。	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付することにより、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の育成・確保を図る（国補助事業）。	農業次世代人材投資事業（経営開始型）費補助金交付要綱（令和2年6月26日付け2産労農振第771号）で定めるところによる。	農業次世代人材投資事業（経営開始型）費補助金交付要綱（令和2年6月26日付け2産労農振第771号）で定めるところによる。	農業次世代人材投資事業（経営開始型）費補助金交付要綱で定めるところによる。
8	農地の創出・再生支援事業費補助金	農業経営者等	意欲的な農業者等が遊休農地を積極的に引き受けて農地の有効利用を行う取組を後押しするため、農地整備を行う場合に必要経費に対して補助金を交付する（東京都補助事業）。	農地の創出・再生支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29産労農振第2307号）で定めるところによる。	農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱（平成30年3月30日付け29産労農振第2309号）で定めるところによる。	農地の創出・再生支援事業費補助金交付要綱で定めるところによる。

9	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	新規就農者育成総合対策実施要綱（農林水産事務次官依命通知 令和4年3月29日付け3経営第3142号）で定めるところによる。	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付することにより、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者の育成・確保を図る（国補助事業）。	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け4産労農振第155号）で定めるところによる。	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け4産労農振第155号）で定めるところによる。	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け4産労農振第155号）で定めるところによる。
10	雇用就農推進施設整備事業	農業振興地域又は地域計画の区域で新たに農地を借りて又は所有して雇用就農による農業経営を行う法人	農業参入を希望する法人の営農を支援することで、農業振興地域等のさらなる活用を図り、参入法人による雇用就農を通じて、人材の確保・育成を促進する（東京都補助事業）	雇用就農推進施設整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日付け4産労農振第2794号）で定めるところによる。	雇用就農推進施設整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日付け4産労農振第2794号）で定めるところによる。	雇用就農推進施設整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日付け4産労農振第2794号）で定めるところによる。

別表第2（第2条関係）

補助金、補助対象事業	補助対象者	補助対象事業の内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
都市農業経営力強化事業	先駆的な事業を実施し、及び町の農業の発展に大いに貢献する認定農業者等	農業者等が収益性の高い農業を展開するために、又は事業を継続するために必要な施設等を整備する取組を支援することにより、経営力の強化と都市農業の活性化を図ることを目的とする（東京都補助事業）。	都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付け2産労農振第3012号）で定めるところによる。	【都補助】都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付け2産労農振第3013号）で定めるところによる。 【町補助】補助対象経費の1/5以内	都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱で定めるところによる。
新規就農者定着支援施設整備事業	先駆的な事業を実施し、及び町の農業の発展に大いに貢献する認定新規就農者等	今後の東京の農業を担うことが期待される新規就農者に対し、就農に必要な施設整備や機械導入等を支援することで、新規就農者の農業経営を早期に安定させること目的とする（東京都補助事業）。	新規就農者定着支援施設整備事業実施要綱（平成31年4月1日付け30産労農振第2348号）で定めるところによる。	【都補助】新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30産労農振第2347号）で定めるところによる。 【町補助】補助対象経費の1/5以内	新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱で定めるところによる。

様式

6 報告—3

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係、子育て応援課 子育て支援係
担当者名	福祉推進係 上出貴之、子育て支援係 栗原康弘
補助対象	基準日（令和6年6月3日）時点で瑞穂町に住民登録があり、令和6年度新たに住民税非課税世帯となった世帯
規程等	令和6年度新たに住民税非課税となる世帯への支援金支給事務実施要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	① 支給対象世帯：325世帯 ② 支給金額：1世帯当たり 100,000円 ※18歳以下の児童1人当たり50,000円の加算措置あり ③ 支給受付期間：令和6年7月から10月31日 ④ 支給方法：指定口座に振り込み ⑤ 財 源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10／10）
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税及び調整給付の対象とならない世帯に支援金を給付する必要があるため。
補助金額	令和6年度第2号及び5号補正にて補正予算を要求。 住民税非課税世帯への支援金 @100,000円×325世帯 = 32,500,000円 子育て世帯加算 @50,000円×80人 = 4,000,000円
補助割合	10分の10
実施期間	支給受付期間：令和6年7月から10月31日
その他	○未申告者の属する世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○マイナンバー登録情報を活用し住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。

様式

6 報告—4

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係、子育て応援課 子育て支援係
担当者名	福祉推進係 上出貴之、子育て支援係 栗原康弘
補助対象 基準日（令和6年6月3日）時点で瑞穂町に住民登録があり、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯となった世帯	
規程等 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への支援金支給事務実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ① 支給対象世帯：275世帯 ② 支給金額：1世帯当たり 100,000円 ※18歳以下の児童1人当たり50,000円の加算措置あり ③ 支給受付期間：令和6年7月から10月31日 ④ 支給方法：指定口座に振り込み ⑤ 財 源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10／10）	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税及び調整給付の対象とならない世帯に支援金を給付する必要があるため。	
補助金額 令和6年度第2号及び5号補正にて補正予算を要求。 住民税均等割のみ課税世帯への支援金 @100,000円×225世帯 = 22,500,000円 子育て世帯加算 @50,000円×63人 = 3,150,000円	
補助割合 10分の10	
実施期間 支給受付期間：令和6年7月から10月31日	
その他 ○未申告者の属する世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○マイナンバー登録情報を活用し住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。	

様式

6 報告—5

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	高校生等医療費助成事業の一部負担金の撤廃
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	栗原 康弘
補助対象 町内在住の高校生等を養育している方 ※高校生等：15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	
規程等 瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例 瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：福祉部子育て応援課子育て支援係 ・助成対象者：町内に居住する対象の高校生等を養育している方 ・対象高校生等：15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 ・内容：通院時（施術を含む。）に係る医療費の自己負担額に係る一部負担金（通院1回につき200円上限）を撤廃し、町が全額助成するものです。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 子育て支援策の更なる充実を図ることを目的とし、高校生等を養育している方に対し、高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することができます。	
補助金額（助成金額） 通院時（施術を含む。）に係る医療費の自己負担額に係る一部負担金（通院1回につき200円上限）を撤廃し、町が全額助成するものです。 ※扶助費（医療費給付費）については、流行している疾病等により額が増減するため、制度改正後に予算の不足が生じた場合は、財政部局との協議の上、適正に対応します。	
補助割合 撤廃した一部負担金（通院1回につき200円上限）は、全額町の単独費となります。	
実施期間 令和6年10月1日から	
その他 都内市町村における医療費の助成状況（令和6年4月1日時点） ※島しょ除く 全額助成（一部負担金なし）…10団体、一部助成（一部負担金あり）…20団体	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和6年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金						
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係						
担当者名	池田 隼士						
補助対象	Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園 Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業						
規程等	令和6年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金交付要綱（案）						
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象児童数：Aグループ：実施期間における各月の初日在籍児童数の合計 Bグループ：実施期間における延べ利用児童数 ・補助金額：Aグループ：児童一人当たり月額950円 Bグループ：児童一人当たり日額 38円						
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費等）軽減をするものです。						
補助金額	※12月補正予算で計上予定です。						
【歳入】							
款	項	目	節	細節	科目名	金額（千円）	内訳
16	02	02	04	17	保育所等物価高騰緊急対策事業補助金	3,038	△3,015,300円 □ 23,522円
計						3,038	
【歳出】							
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳
03	02	02	18	01	09 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	3,025	△3,015,300円 □ 9,424円
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	566	△ 564,300円 □ 1,254円
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	675	△ 661,200円 □ 12,844円
09	04	01	18	01	06 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	2,042	△1,837,300円 □ 203,794円
計						6,308	△6,078,100円 □ 227,316円
補助割合	都10／10						
※公立認可保育所（Aグループ事業のみ）、幼稚園等は対象外です。							
補助対象期間	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで						
その他	・令和4年度及び令和5年度に、都の補助を受け同様の事業を実施しています。 ・幼稚園に対する都補助金事業の実施に関する情報は、現在のところありません。						

様式

6 報告—7

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園	
規程等 多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（都） 多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱（都） 瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱（案）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象児童：町内に居住する2歳以下の未就園児 ・対象施設：認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 ・実施期間：令和7年1月1日～ ・対象経費：下記の事業を実施するために必要な経費 ①定期的な預かり、②要支援家庭等対応強化加算、③開設準備等経費 ④利用者負担軽減、⑤多子世帯負担軽減	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない2歳以下の児童を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図るものです。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援することにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、子育て支援の充実を図るものです。	
補助金額 ①実施日数が年間1日～104日：1か所7,968千円 実施日数が年間105日～208日：1か所12,398千円 実施日数が年間209日～：1か所14,596千円 ②1か所742千円 ③1か所4,000千円 ④生活保護世帯：児童1人あたり3,000円（日額） 住民税非課税世帯：児童1人あたり2,400円（日額） 年収360万円未満相当世帯：児童1人あたり2,100円（日額） 要支援児童等のいる世帯：実費負担額 ⑤児童1人あたりの利用者負担額（月額上限44,000円）	
補助割合 都10／10	
補助対象期間 令和7年1月1日から	
その他 ・現在むさしの保育園が今年度中の実施意向を示しています。また、如意輪幼稚園も来年度の実施に向け検討していただいています。 ・他の保育所等については、園長会で周知し、現在意向調査を実施中です。	

(案)

瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付
要綱

〔 令和 年 月 日 〕
〔 告 示 第 号 〕

(目的)

第1条 この要綱は、多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱(令和5年3月30日付け4福保子保第4943号。以下「都実施要綱」という。)に基づき、未就園児(町内に居住する原則2歳以下の児童であって、保育所、幼稚園、認定こども園又は家庭的保育事業を利用していないものに限る。)に対する定期的な預かり事業を実施する者に対し、予算の範囲内で瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園並びに東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園及び同条第2号に規定する保育所型認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第3号

(案)

に規定する幼稚園

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、都実施要綱に規定する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費で、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象経費の欄に定める事業ごとに、補助基準額の欄に定める基準額と補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象施設の運営を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業実施状況報告書（様式第2号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請により補助金を交付することを適当と認めるときは、瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象事業者に通知する。

(交付請求)

第8条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付請求書（様式第4号）により、町長に当該補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を補助対象事業者に交付するものとする。

(案)

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了後、速やかに、瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金実績報告書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(返還)

第13条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 町長は、実績額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め、その超える額について返還させることができる。

(帳簿及び関係書類の整理及び保管)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業年度終了後5年間整理し、及び保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

(案)

附 則

この告示は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(案)

別表（第4条、第5条関係）

補助対象経費	補助基準額	
1 定期的な預かり 補助対象事業を実施 するために必要な経 費	(1)実施日数が年間 で1日以上104日 以下	1か所当たり 7,968,000 円（年額）
	(2)実施日数が年間 で105日以上20 8日以下	1か所当たり 12,398,00 0円（年額）
	(3)実施日数が年間 で209日以上	1か所当たり 14,596,00 0円（年額）
2 要支援家庭等対 応強化加算 補助対象事業を実施 するために必要な経 費	1か所当たり 742,000円（年額）	
3 開設準備等経費 補助対象事業を実施 するために必要な改 修費、備品購入経費 等	1か所当たり 4,000,000円（年額） ただし、補助金交付年度中に支払われたも のに限る。	
4 利用者負担軽減 利用者負担軽減を実 施するために必要な 経費	(1)生活保護世帯	児童1人当たり 3,000円（日 額）
	(2)住民税非課税世 帯	児童1人当たり 2,400円（日 額）
	(3)年収360万円 未満相当世帯	児童1人当たり 2,100円（日 額）
	(4)都実施要綱第3 の2に規定する要支	実費負担額

(案)

	援児童等のいる世帯	
5 多子世帯負担軽減 多子世帯負担軽減を 実施するために必要 な経費	児童1人当たりの利用者負担額 ただし、月額44,000円を上限とする。	

様式

6 報告 - 8

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町福生病院企業団児童手当業務システム改修事業補助金
担当部署	福祉部健康課健康係
担当者名	鈴木 隆太
補助対象	福生病院企業団
規程等	瑞穂町福生病院企業団児童手当業務システム改修事業補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	「こども未来戦略」に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直し（抜本的拡充・支払い月の変更）に伴い、福生病院企業団の児童手当業務システムの改修を行うことから、その費用を福生病院企業団の構成市町（瑞穂町、福生市、羽村市）で按分し、補助金として交付するものです。 改修費用：1,485,000 円 × 瑞穂町（負担割合）22.7% = 337,000 円（端数調整後） 参考：負担割合は、運営負担金の負担割合に準じています。 福生市：43.8% 羽村市：33.5% 瑞穂町 22.7% 【児童手当業務システム】 福生病院企業団職員の給与計算システムの改修を行うことにより、児童手当の支給要件にあてはまる者に適正に手当を支給するためのものです。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	「こども未来戦略」に基づく、令和6年度の児童手当制度の見直し（抜本的拡充・支払い月の変更）に伴い、児童手当業務システムの改修を行う福生病院企業団に対し、必要となる経費を補助することにより、児童手当制度の拡充を円滑に実施することができます。
補助金額（再掲）	改修費用：1,485,000 円 × 瑞穂町（負担割合）22.7% = 337,000 円（端数調整後） 参考：負担割合は、運営負担金の負担割合に準じています。 福生市：43.8% 羽村市：33.5% 瑞穂町 22.7%
補助割合	【財源】 子ども・子育て支援事業費補助金（補助割合 10/10）の補助を見込みます。

実施期間

令和 7 年 3 月 3 1 日までに実施

その他

令和 6 年 9 月 令和 6 年第 3 回定例会補正予算議案議決済み（歳入・歳出）
9 月 1 7 日 交付要綱制定
1 0 月～翌年 3 月 福生病院企業団においてシステム改修、補助金の交付等

様式

6 報告 - 9

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業														
担当部署	福祉部健康課健康係														
担当者名	鈴木 隆太														
補助対象	【定期接種対象者（助成対象者）】 ① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者														
規 程 等	瑞穂町新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱														
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	新型コロナウイルス感染症予防接種は、令和6年度以降新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、定期接種として実施することとなりました。 対象者の利便性を考慮し、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に西多摩圏域8市町村間での相互乗入れによる接種体制を構築し、自己負担額・公費助成額についても8市町村間で統一を図ります。 第37回補助金等審査分科会での審査後、接種費用の確定及び東京都補助金の創設により、補助金額、補助割合等に変更が生じたことから、資料網掛け部分を変更するものです。														
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	特例臨時接種として令和5年度末まで無料での接種が実施されてきました。 令和6年度以降の定期接種では自己負担が生じることにより、これまでに比べて一定程度接種率の低下が想定されます。 国は、自己負担額の上限を7,000円と定めていますが、この自己負担を軽減するかは、各市町村の判断としています。 接種費用に対する助成を実施することで、①対象者の負担軽減と②重症化リスクが高いとされる高齢者の接種率の低下を抑え、感染症のまん延防止が図られることが期待できます。														
補助金額	(1) 助成額 接種1回当たり3,591円（自己負担額2,500円） ※生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び配偶者は無料 (2) 接種費用の構成（接種1回当たり） <table border="1"> <tr> <td colspan="4">接種費用 15,391円</td> </tr> <tr> <td>2,500円 自己負担額</td> <td>3,591円 町助成金</td> <td>1,000円 都補助金</td> <td>8,300円 市町村への助成金</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>12,891円</td> <td>委託料</td> </tr> </table>			接種費用 15,391円				2,500円 自己負担額	3,591円 町助成金	1,000円 都補助金	8,300円 市町村への助成金			12,891円	委託料
接種費用 15,391円															
2,500円 自己負担額	3,591円 町助成金	1,000円 都補助金	8,300円 市町村への助成金												
		12,891円	委託料												

補助割合

【財源】

定期接種への移行期における激変緩和措置（令和6年度）として、国から市町村に対し、接種実績に応じて基金管理団体を通じ助成金（8,300円／回）が交付されます。

また、定期接種にかかる被接種者の実費負担額の軽減を図り、定期接種の促進を目的に東京都から市町村に対し、補助金（1,000円／回）が交付されます。

【参考：町の予算規模】

（歳入）

歳入	金額	内容
①新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金	34,030千円 (8,300円×4,100回)	市町村に対する国基金管理団体からの助成金
②新型コロナウイルスワクチン定期接種特別補助事業補助金	4,100千円 (1,000円×4,100回)	市町村に対する東京都からの補助金

（歳出）

歳出	金額	内容
③印刷製本費	42千円	予診票共同印刷
④予防接種等委託料	52,854千円 （（国助成金 8,300円＋都補助金 1,000円＋町助成金 3,591円）×4,100回）	接種費用

実施期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※西多摩8市町村で統一の実施期間

その他

令和6年10月1日 接種開始

10月15日 東京都特別補助事業創設

（10月1日接種分から遡及適用）

12月2日 町議会第4回定例会 補正予算案提出

（東京都の特別補助事業創設に伴う補正予算）